

宮城県公報

行 政 官 公 報
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	三
○個人情報保護条例の一部を改正する条例	(県政情報公開室)	三六
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	三七
○飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部生活環境課)	三八
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部交通規制課)	三八
○核燃料税条例	(税務課)	三八
○県税に関する証明等手数料条例の一部を改正する条例	(同)	四〇
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	四一
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(情報政策課)	四一
○自然環境保全条例等の一部を改正する条例	(自然保護課等)	四一
○みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	四二
○国民健康保険法に基づく国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例	(国保医療課)	四二
○国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例	(同)	四二

条 例

○国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例	(同)	四三
○通訳案内士法施行条例の一部を改正する条例	(観光課)	四四
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	四四
○県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	四四

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十五号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)中「第二条の三第三号において」を「以下」に改め、「いう。」の下に「(第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日)」を加える。

第二条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、

- 一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において育児休業法等による育児休業をしている場合
- 二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条第六号中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に

規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第七号中「こと」の下に「又は第二条の規定に該当すること」を加える。

第四条中「別居したこと」の下に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第十一条第七号中「別居したこと」の下に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十六号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）第四条の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

（期末手当の内払）

3 新条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十七号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 全路程において家用自動車等を利用して旅行する場合（当該路程の一部において公用の交通機関を利用して旅行する場合を含む。）

第二十条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費に関する条例第二十条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十八号

職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第三号中「四千二百五十円」を「五千円」に改め、同項第四号中「三千円」を「三千六百元」に改める。

附則

この条例は、平成三十年一月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号中「四十二万三千八百円」を「四十二万四千三百円」に改め、同項第二号中「五万六百元」を「五万七百元」に改め、同項第三号中「三万五千五百円」を「三万五千二百円」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十五」に改める。

附則第三十二項中「百分の〇・五九五」を「百分の〇・六六五」に、「百分の〇・七三五」を「百分の〇・八〇五」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	143,600	194,100	230,500	263,900	290,000	320,800	364,900	410,600	461,200	525,000
	2	144,700	195,900	232,100	265,800	292,300	323,000	367,500	413,000	464,400	527,900
	3	145,900	197,700	233,600	267,600	294,600	325,300	370,000	415,500	467,400	531,000
	4	147,000	199,500	235,300	269,700	296,700	327,500	372,600	417,900	470,400	534,200
	5	148,100	201,100	236,800	271,500	298,700	329,700	374,500	419,900	473,400	537,300
	6	149,300	202,900	238,500	273,400	301,000	331,700	377,100	422,200	476,500	539,600
	7	150,400	204,700	240,000	275,300	303,300	334,000	379,400	424,300	479,500	542,100
	8	151,500	206,600	241,600	277,500	305,600	336,200	381,900	426,500	482,600	544,500
	9	152,600	208,300	242,900	279,600	307,600	338,200	384,400	428,500	485,300	547,000
	10	154,000	210,100	244,400	281,600	309,900	340,400	387,100	430,600	488,400	548,800
	11	155,300	211,900	246,000	283,700	312,100	342,400	389,700	432,700	491,500	550,600
	12	156,600	213,700	247,400	285,700	314,400	344,600	392,500	434,900	494,600	552,500
	13	157,900	215,100	249,000	287,700	316,500	346,400	394,900	436,600	497,300	554,200
	14	159,400	216,900	250,500	289,800	318,600	348,500	397,200	438,400	499,600	555,600
	15	160,900	218,600	251,800	291,900	320,900	350,600	399,400	440,400	501,900	556,900
	16	162,500	220,500	253,200	293,900	323,000	352,600	401,800	442,400	504,200	558,000
	17	163,900	222,200	254,700	295,800	325,000	354,300	403,600	444,300	506,400	559,300
	18	165,400	223,900	256,400	297,800	327,000	356,300	405,700	446,100	507,800	560,300
	19	166,900	225,500	258,100	299,900	329,000	358,100	407,600	448,000	509,300	561,300
	20	168,400	227,100	259,900	301,900	331,000	360,000	409,400	449,700	510,700	562,200
	21	169,800	228,600	261,500	303,900	332,800	362,000	411,300	451,500	511,900	563,100
	22	172,500	230,300	263,400	306,100	335,000	364,000	413,100	453,000	513,300	
	23	175,100	231,900	265,100	308,100	337,000	366,000	414,900	454,400	514,800	
	24	177,800	233,500	266,800	310,200	339,100	367,900	416,800	455,900	516,300	
	25	180,500	234,800	268,800	311,900	340,500	369,900	418,600	457,300	517,400	
	26	182,200	236,300	270,700	314,000	342,400	371,800	420,200	458,600	518,600	
	27	183,900	237,700	272,500	316,000	344,300	373,800	421,700	459,900	519,800	
	28	185,600	239,000	274,300	318,000	346,200	375,800	423,300	461,100	521,000	
	29	187,100	240,300	276,000	319,900	347,900	377,400	424,900	462,200	522,000	
	30	188,900	241,500	278,000	321,900	349,900	379,200	426,200	462,900	522,900	
	31	190,700	242,500	279,900	324,000	351,800	381,000	427,500	463,700	523,800	
	32	192,500	243,700	281,600	326,100	353,600	382,600	428,700	464,400	524,700	
	33	194,100	245,000	283,200	327,400	355,500	384,400	429,900	465,100	525,500	
	34	195,600	246,200	285,100	329,400	357,300	385,800	431,200	465,900	526,400	
	35	197,100	247,400	286,900	331,300	359,100	387,300	432,500	466,600	527,100	
	36	198,600	248,800	288,800	333,400	360,800	388,900	433,800	467,200	527,600	
	37	199,900	249,700	290,400	335,400	362,300	390,300	435,000	467,700	528,300	
	38	201,200	251,100	292,200	337,300	363,600	391,600	435,800	468,300	528,900	

	39	202,500	252,500	294,000	339,300	365,000	392,800	436,600	468,900	529,700
	40	203,800	254,000	295,800	341,200	366,400	393,900	437,400	469,500	530,300
	41	205,100	255,400	297,400	343,100	367,700	395,000	438,000	470,000	530,800
	42	206,500	256,800	299,100	345,000	368,600	396,200	438,700	470,500	
	43	207,800	258,200	300,600	346,800	369,700	397,400	439,400	470,900	
	44	209,100	259,500	302,200	348,800	370,800	398,500	440,100	471,200	
	45	210,300	260,700	303,800	350,300	371,600	399,200	440,900	471,500	
	46	211,600	262,000	305,600	351,700	372,500	399,900	441,700		
	47	212,900	263,500	307,200	353,200	373,400	400,600	442,100		
	48	214,200	264,800	308,900	354,700	374,300	401,300	442,800		
	49	215,300	266,000	309,900	356,300	375,200	401,900	443,300		
	50	216,400	267,100	311,400	357,100	376,000	402,500	443,700		
	51	217,400	268,400	312,900	358,300	376,900	403,000	444,100		
	52	218,500	269,700	314,500	359,300	377,700	403,400	444,500		
	53	219,600	270,700	316,100	360,200	378,400	403,800	444,900		
	54	220,700	271,800	317,700	361,300	379,100	404,100	445,300		
	55	221,600	273,100	319,300	362,300	379,800	404,400	445,700		
	56	222,600	274,400	320,900	363,400	380,500	404,700	446,000		
	57	223,100	275,400	322,400	364,300	381,000	405,100	446,300		
	58	224,000	276,400	323,600	365,000	381,600	405,400	446,700		
	59	224,800	277,400	324,800	365,700	382,200	405,700	447,000		
	60	225,700	278,500	326,000	366,400	382,900	406,000	447,300		
再任	61	226,400	279,600	326,700	366,800	383,300	406,300	447,700		
用職	62	227,400	280,600	327,600	367,400	384,000	406,600			
員以	63	228,200	281,500	328,400	368,100	384,600	406,900			
外の	64	229,100	282,500	329,200	368,800	385,200	407,200			
職員	65	229,800	283,100	330,100	369,100	385,600	407,500			
	66	230,600	284,000	330,500	369,800	386,200	407,800			
	67	231,500	284,700	331,200	370,500	386,800	408,100			
	68	232,600	285,600	332,000	371,200	387,400	408,400			
	69	233,300	286,600	332,800	371,500	387,800	408,600			
	70	234,000	287,400	333,500	372,100	388,300	408,900			
	71	234,700	288,200	334,300	372,800	388,800	409,200			
	72	235,500	289,000	335,000	373,400	389,400	409,500			
	73	236,300	289,800	335,500	373,700	389,700	409,700			
	74	237,000	290,300	336,100	374,300	390,100	410,000			
	75	237,700	290,700	336,600	375,000	390,500	410,300			
	76	238,300	291,300	337,200	375,600	391,000	410,500			
	77	239,000	291,400	337,500	376,000	391,300	410,700			
	78	239,800	291,800	338,000	376,600	391,600	411,000			
	79	240,600	292,000	338,400	377,200	391,900	411,300			
	80	241,300	292,400	338,900	377,700	392,200	411,500			
	81	241,900	292,600	339,300	378,200	392,400	411,700			
	82	242,600	292,800	339,800	378,800	392,700	412,000			
	83	243,300	293,200	340,300	379,300	393,000	412,300			
	84	244,000	293,500	340,800	379,600	393,200	412,500			

	85	244,600	293,800	341,100	380,000	393,400	412,700				
	86	245,300	294,100	341,500	380,500	393,700					
	87	246,000	294,400	342,000	380,900	394,000					
	88	246,700	294,800	342,400	381,300	394,200					
	89	247,300	295,100	342,700	381,700	394,400					
	90	247,800	295,500	343,100	382,200	394,700					
	91	248,100	295,800	343,600	382,600	395,000					
	92	248,500	296,200	344,000	383,000	395,200					
	93	248,900	296,300	344,200	383,300	395,400					
	94		296,500	344,600	383,800						
	95		296,900	345,100	384,200						
	96		297,300	345,500	384,600						
	97		297,500	345,600	384,900						
	98		297,800	346,100	385,400						
	99		298,200	346,500	385,800						
	100		298,600	346,800	386,200						
	101		298,800	347,100	386,500						
	102		299,100	347,500							
	103		299,500	347,900							
	104		299,800	348,400							
	105		300,000	348,900							
	106		300,300	349,300							
	107		300,700	349,700							
	108		301,000	350,100							
	109		301,200	350,600							
	110		301,600	351,000							
	111		302,000	351,300							
	112		302,300	351,600							
	113		302,400	352,100							
	114		302,700								
	115		303,000								
	116		303,400								
	117		303,600								
	118		303,800								
	119		304,100								
	120		304,400								
	121		304,800								
	122		305,000								
	123		305,300								
	124		305,700								
	125		306,000								
再任用職員		188,600	216,300	256,600	276,100	291,400	316,900	358,900	392,300	443,700	524,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第二（第四条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	167,200	183,000	209,700	250,100	293,900	320,600	349,300	384,000	425,400
	2	168,900	184,800	211,700	251,900	295,900	322,800	351,500	386,200	427,200
	3	170,700	186,600	213,700	253,700	298,000	325,100	353,800	388,200	429,100
	4	172,400	188,400	215,700	255,500	300,300	327,200	356,000	390,300	431,000
	5	173,900	190,300	217,700	257,200	302,100	329,500	358,000	392,100	432,400
	6	175,800	192,700	219,700	259,000	304,300	331,700	360,100	394,100	434,200
	7	177,700	195,000	221,800	260,600	306,500	334,100	362,400	395,900	435,800
	8	179,600	197,300	223,700	262,300	308,700	336,300	364,600	397,700	437,300
	9	181,300	199,500	225,800	263,700	310,700	338,100	366,400	399,500	438,900
	10	183,000	202,100	227,600	265,300	312,900	340,400	368,600	401,500	440,600
	11	184,700	204,600	229,400	266,600	315,200	342,600	370,600	403,500	442,200
	12	186,400	207,200	231,200	267,900	317,300	344,900	372,800	405,700	443,800
	13	188,300	209,500	233,100	269,500	319,400	346,900	374,700	407,400	444,900
	14	190,400	211,300	235,100	270,900	321,800	349,100	376,900	409,500	446,500
	15	192,600	213,100	237,000	272,000	324,000	351,300	379,000	411,500	448,400
	16	194,700	214,900	238,900	273,300	326,200	353,400	381,100	413,600	450,200
	17	196,900	216,800	240,500	274,200	328,000	355,500	382,700	415,300	451,800
	18	199,300	218,700	242,300	275,600	330,300	357,500	384,700	417,000	453,600
	19	201,700	220,700	244,100	277,100	332,400	359,500	386,600	418,700	455,400
	20	204,100	222,500	245,900	278,500	334,800	361,600	388,600	420,400	457,100
	21	206,700	224,200	247,500	279,800	336,800	363,500	390,400	422,100	458,700
	22	208,500	226,000	249,000	281,200	338,800	365,500	392,600	423,700	460,400
	23	210,300	227,800	250,200	282,500	340,900	367,400	394,700	425,100	462,100
	24	212,100	229,600	251,500	284,000	342,900	369,500	396,700	426,600	463,900
	25	214,000	231,300	252,800	285,200	344,800	371,200	398,400	427,900	465,400
	26	215,800	233,000	254,100	287,100	346,900	373,200	400,400	429,300	466,800
	27	217,600	234,800	255,400	289,100	348,900	375,200	402,500	430,800	468,300
	28	219,300	236,500	256,600	291,100	350,900	377,300	404,600	432,400	469,600
	29	221,300	237,900	257,800	293,100	352,800	379,200	406,200	433,800	470,800
	30	223,100	239,700	258,900	295,100	354,900	381,300	408,000	435,500	471,500
	31	224,900	241,500	260,200	296,900	356,800	383,400	409,700	437,200	472,200
	32	226,700	243,300	261,300	298,800	358,900	385,400	411,400	438,800	472,900
	33	228,400	244,700	261,900	300,600	360,400	387,300	413,100	440,200	473,400
	34	230,100	246,200	263,200	302,400	362,500	389,400	414,600	441,900	474,200
	35	231,800	247,500	264,300	304,300	364,400	391,600	416,200	443,600	474,900
	36	233,500	249,000	265,500	306,200	366,500	393,500	417,700	445,200	475,500
	37	235,000	250,300	266,400	308,000	368,400	395,200	419,100	446,600	475,900
	38	236,800	251,600	267,600	309,900	370,500	396,700	420,600	447,300	476,500
	39	238,600	252,800	268,600	311,800	372,500	398,000	422,100	448,100	477,000
	40	240,400	254,000	269,600	313,500	374,500	399,400	423,600	448,800	477,500
	41	241,800	255,200	270,800	315,300	376,600	400,600	425,100	449,200	478,000
	42	243,200	256,400	272,200	317,100	378,700	401,700	426,400	449,800	478,400
	43	244,500	257,500	273,500	319,000	380,800	402,700	427,700	450,500	478,800
	44	245,700	258,600	274,700	321,000	382,800	403,700	428,900	451,100	479,200

	45	247,000	259,400	275,800	322,700	384,500	405,000	429,900	451,900	479,500
	46	248,100	260,500	277,400	324,600	386,200	406,200	430,600	452,600	
	47	249,200	261,600	278,900	326,500	387,800	407,300	431,400	453,100	
	48	250,100	262,900	280,500	328,300	389,500	408,500	432,200	453,600	
	49	251,000	263,800	282,300	329,800	391,000	409,800	432,700	454,100	
	50	252,100	265,000	284,000	331,400	392,000	410,600	433,100	454,400	
	51	253,300	266,000	285,700	332,800	393,000	411,400	433,600	454,700	
	52	254,400	267,100	287,200	334,600	394,000	412,100	433,900	455,100	
	53	255,100	268,300	288,700	336,100	395,300	412,600	434,200	455,500	
	54	256,300	269,300	290,500	337,800	396,400	413,300	434,600	455,700	
	55	257,200	270,700	292,300	339,500	397,500	414,000	434,900	456,000	
	56	258,400	271,900	294,000	341,300	398,700	414,600	435,200	456,200	
	57	259,400	272,900	295,500	342,300	400,000	415,300	435,500	456,600	
	58	260,400	274,500	297,200	344,000	400,800	415,700	435,800	456,800	
	59	261,200	275,900	299,000	345,600	401,600	416,300	436,100	457,000	
	60	262,200	277,600	300,800	347,200	402,300	416,900	436,400	457,200	
	61	263,400	279,200	302,200	348,900	402,800	417,300	436,700	457,600	
	62	264,400	280,800	304,000	350,600	403,500	417,900	437,000		
	63	265,500	282,400	305,900	352,300	404,200	418,400	437,300		
	64	266,400	283,900	307,600	354,000	405,000	418,900	437,600		
	65	267,500	285,300	309,000	355,600	405,300	419,500	437,900		
	66	268,700	286,700	310,700	357,200	406,000	420,100	438,200		
	67	269,900	288,200	312,100	358,800	406,700	420,500	438,500		
	68	271,200	289,600	313,800	360,400	407,300	421,000	438,800		
	69	272,400	291,300	315,200	361,600	407,700	421,400	439,000		
	70	273,800	292,800	316,600	363,100	408,200	421,700	439,300		
	71	275,200	294,400	318,000	364,400	408,800	422,000	439,600		
	72	276,500	296,000	319,500	365,800	409,300	422,300	439,900		
再任 用職 員以 外の 職員	73	277,800	297,200	320,400	367,000	409,800	422,600	440,100		
	74	279,200	298,600	322,000	368,200	410,200	422,900	440,400		
	75	280,600	300,100	323,500	369,500	410,700	423,200	440,700		
	76	281,800	301,600	325,200	370,800	411,200	423,500	441,000		
	77	283,000	302,600	327,000	372,100	411,700	423,700	441,200		
	78	284,200	304,100	328,700	373,300	412,200	424,000	441,500		
	79	285,400	305,300	330,300	374,500	412,800	424,300	441,800		
	80	286,400	306,900	331,900	375,700	413,300	424,600	442,100		
	81	287,500	308,200	333,600	377,000	413,700	424,800	442,300		
	82	288,700	309,600	335,400	378,200	414,300	425,100	442,600		
	83	290,000	310,800	337,000	379,300	414,800	425,400	442,900		
	84	291,400	312,200	338,700	380,500	415,000	425,600	443,200		
	85	292,600	313,200	340,100	381,600	415,300	425,800	443,400		
	86	293,800	314,700	341,600	382,200	415,800	426,100			
	87	294,700	316,000	343,100	382,700	416,100	426,400			
	88	295,900	317,500	344,600	383,300	416,400	426,600			
	89	296,900	319,000	345,900	383,900	416,700	426,800			
	90	298,100	320,600	347,100	384,500	417,100	427,100			
	91	299,200	322,000	348,500	385,100	417,500	427,400			
	92	300,400	323,500	349,800	385,700	417,900	427,600			
	93	301,000	324,800	351,200	386,000	418,200	427,800			
	94	302,300	326,100	352,700	386,500	418,600				
	95	303,400	327,500	354,200	387,100	419,000				
	96	304,700	328,800	355,700	387,600	419,400				
	97	305,900	330,000	357,000	388,000	419,700				

98	307,100	331,300	358,200	388,400	420,100				
99	308,300	332,600	359,300	389,000	420,500				
100	309,500	334,000	360,500	389,500	420,900				
101	310,700	335,400	361,600	389,900	421,200				
102	311,700	336,300	362,800	390,400					
103	312,800	337,400	363,900	391,100					
104	313,800	338,600	365,100	391,600					
105	314,600	339,700	366,300	391,900					
106	315,200	340,800	366,800	392,300					
107	315,800	341,800	367,400	392,800					
108	316,500	342,900	368,000	393,100					
109	317,000	344,100	368,600	393,400					
110	317,500	345,100	369,100	393,900					
111	318,000	346,100	369,600	394,400					
112	318,600	347,000	370,100	394,900					
113	319,400	347,900	370,500	395,200					
114	320,200	348,900	370,900	395,700					
115	320,900	349,900	371,500	396,200					
116	321,600	350,900	372,000	396,700					
117	322,200	351,900	372,400	397,000					
118	323,000	352,400	372,900	397,500					
119	323,700	353,000	373,500	398,000					
120	324,500	353,600	374,000	398,500					
121	325,100	353,900	374,100	398,900					
122	325,400	354,300	374,700	399,400					
123	325,900	354,800	375,200	399,800					
124	326,400	355,200	375,600	400,300					
125	326,700	355,600	376,100	400,700					
126		356,000	376,700	401,200					
127		356,500	377,200	401,600					
128		356,900	377,700	402,100					
129		357,300	378,000	402,500					
130		357,700	378,500						
131		358,100	379,000						
132		358,500	379,500						
133		358,700	379,800						
134		359,200	380,300						
135		359,600	380,700						
136		359,900	381,100						
137		360,200	381,400						
138		360,600	381,900						
139		361,100	382,400						
140		361,600	382,900						
141		361,900	383,200						
142		362,500							
143		363,000							
144		363,500							
145		363,800							
再任用職員	242,800	254,600	258,700	290,200	306,900	321,100	344,800	380,200	412,000

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	157,400	202,000	263,000	331,500	419,500
	2	158,900	203,700	265,500	333,700	421,300
	3	160,400	205,400	267,800	336,100	423,100
	4	161,900	207,200	270,100	338,200	424,800
	5	163,700	209,000	272,700	340,500	426,300
	6	165,600	210,700	275,100	342,700	427,800
	7	167,400	212,400	277,400	345,000	429,700
	8	169,200	214,000	279,600	347,300	431,600
	9	171,000	215,800	281,900	349,200	433,500
	10	173,100	217,700	284,200	351,300	435,300
	11	175,100	219,600	286,600	353,400	437,200
	12	177,100	221,600	288,800	355,500	439,000
	13	179,200	223,300	291,300	357,600	440,700
	14	181,400	225,300	293,400	359,600	442,600
	15	183,600	227,300	295,300	361,600	444,400
	16	185,800	229,300	297,300	363,700	446,300
	17	188,100	231,200	299,400	365,500	448,100
	18	190,700	233,900	301,900	367,400	449,900
	19	193,300	236,700	304,400	369,200	451,700
	20	195,800	239,400	307,200	371,200	453,500
	21	198,300	242,000	309,500	372,800	455,100
	22	200,000	244,800	312,100	374,700	456,800
	23	201,700	247,400	314,400	376,700	458,700
	24	203,400	250,200	317,100	378,600	460,400
	25	204,900	252,700	319,800	379,900	462,200
	26	206,700	255,200	322,100	381,700	463,800
	27	208,400	257,700	324,500	383,500	465,400
	28	210,000	260,000	326,700	385,400	466,900
	29	211,500	262,700	329,000	387,300	468,400
	30	213,200	265,200	331,000	389,200	469,700
	31	214,900	267,400	333,200	391,200	471,000
	32	216,600	269,600	335,500	393,200	472,300
	33	218,200	271,700	337,400	394,900	473,500
	34	220,000	273,900	339,500	396,600	474,200
	35	221,900	276,100	341,600	398,200	474,900
	36	223,700	278,200	343,700	400,000	475,600
	37	225,300	280,500	345,800	401,200	476,300
	38	227,100	282,500	347,900	402,700	
	39	228,900	284,400	350,200	404,100	
	40	230,700	286,400	352,300	405,600	

	41	232,400	288,200	354,300	407,300
	42	234,100	290,600	356,400	408,700
	43	235,800	293,000	358,300	410,000
	44	237,400	295,500	360,400	411,500
	45	238,900	297,600	362,300	413,100
	46	240,300	300,100	364,300	414,400
	47	241,600	302,400	366,300	415,900
	48	242,800	305,100	368,300	417,500
	49	244,300	307,600	369,900	419,300
	50	245,800	310,000	371,700	420,700
	51	247,000	312,500	373,600	422,300
	52	248,500	314,800	375,600	423,800
	53	249,800	317,100	377,600	425,500
	54	251,000	319,300	379,400	427,000
	55	252,400	321,500	381,200	428,600
	56	253,500	323,700	382,900	430,200
	57	254,800	325,800	384,400	431,700
	58	255,900	327,900	386,000	433,300
	59	257,000	330,000	387,700	434,500
	60	258,200	332,000	389,400	435,700
	61	259,500	334,200	390,700	436,900
	62	260,800	336,300	392,100	438,200
再任	63	262,200	338,500	393,500	439,500
用職	64	263,400	340,700	394,800	440,700
員以	65	264,700	342,500	396,200	441,900
外の	66	266,200	344,700	397,400	443,100
職員	67	267,700	346,700	398,800	444,300
	68	269,400	349,000	400,200	445,500
	69	270,900	350,800	401,500	446,700
	70	272,300	352,700	402,800	448,000
	71	273,700	354,800	404,200	449,200
	72	275,100	356,800	405,600	450,400
	73	276,200	358,400	406,900	451,500
	74	277,700	360,300	408,300	452,100
	75	279,100	362,100	409,700	452,600
	76	280,300	364,100	411,000	453,100
	77	281,600	366,000	412,200	453,600
	78	282,800	367,700	413,400	454,200
	79	284,000	369,400	414,700	454,700
	80	285,200	371,000	416,100	455,200
	81	286,300	372,500	417,400	455,700
	82	287,500	374,000	418,600	456,300
	83	288,700	375,500	419,700	456,800
	84	289,900	377,000	420,900	457,300
	85	291,000	378,100	422,100	457,800
	86	292,200	379,500	423,300	
	87	293,200	380,900	424,500	
	88	294,400	382,200	425,500	

89	295,500	383,500	426,600
90	296,600	384,800	427,600
91	297,800	386,000	428,600
92	299,000	387,300	429,600
93	299,600	388,600	430,500
94	300,600	389,700	431,300
95	301,700	391,100	432,100
96	302,900	392,300	432,900
97	303,900	393,700	433,800
98	305,000	394,700	434,200
99	306,100	395,800	434,600
100	307,200	396,800	435,000
101	308,100	397,700	435,400
102	309,200	398,700	435,700
103	310,300	399,800	436,000
104	311,300	400,900	436,300
105	311,900	401,600	436,600
106	312,800	402,500	436,900
107	313,600	403,400	437,200
108	314,400	404,300	437,400
109	315,300	405,200	437,600
110	315,700	406,100	
111	316,100	406,900	
112	316,600	407,700	
113	317,200	408,300	
114	317,600	409,000	
115	318,100	409,700	
116	318,600	410,400	
117	319,200	411,000	
118	319,800	411,500	
119	320,200	411,900	
120	320,700	412,300	
121	321,200	412,700	
122	321,600	413,000	
123	322,100	413,300	
124	322,600	413,500	
125	323,200	413,700	
126	323,500	414,000	
127	323,800	414,300	
128	324,100	414,500	
129	324,300	414,700	
130	324,600	415,000	
131	324,900	415,300	
132	325,200	415,500	
133	325,400	415,700	
134	325,600	416,000	
135	325,800	416,300	
136	326,100	416,500	

137	326,400	416,700			
138	326,600	417,000			
139	326,900	417,300			
140	327,200	417,500			
141	327,400	417,700			
142	327,600	418,000			
143	327,900	418,300			
144	328,100	418,500			
145	328,400	418,700			
146	328,600	419,000			
147	328,900	419,300			
148	329,200	419,500			
149	329,400	419,700			
150	329,600				
151	329,900				
152	330,200				
153	330,400				
再任用職員	235,300	275,800	304,700	333,000	417,700

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	157,400	173,400	263,000	292,200	409,200
	2	158,900	175,500	265,500	294,800	410,700
	3	160,400	177,700	267,800	297,700	412,200
	4	161,900	179,900	270,100	300,200	413,700
	5	163,700	181,900	272,700	302,700	415,100
	6	165,600	184,100	275,100	305,100	416,500
	7	167,400	186,300	277,400	307,500	418,000
	8	169,200	188,500	279,600	309,900	419,700
	9	171,000	190,800	281,900	312,300	421,100
	10	173,100	193,700	284,200	314,900	422,500
	11	175,100	196,400	286,600	317,600	423,900
	12	177,100	199,100	288,800	320,600	425,200
	13	179,200	202,000	291,300	323,100	426,500
	14	181,400	203,700	293,400	325,100	427,900
	15	183,600	205,400	295,300	327,100	429,300
	16	185,800	207,200	297,300	329,400	430,700
	17	188,100	209,000	299,400	331,500	431,900
	18	190,700	210,700	301,900	333,700	433,300
	19	193,300	212,400	304,400	336,100	434,500
	20	195,800	214,000	307,200	338,200	435,800
	21	198,300	215,800	309,500	340,500	436,900
	22	200,000	217,700	312,100	342,700	438,100
	23	201,700	219,600	314,400	345,000	439,400
	24	203,400	221,600	317,100	347,300	440,700
	25	204,900	223,300	319,800	349,200	442,000
	26	206,600	225,300	322,100	351,000	443,200
	27	208,200	227,300	324,500	352,900	444,200
	28	209,700	229,300	326,700	354,800	445,300
	29	211,400	231,200	329,000	356,600	446,500
	30	213,100	233,900	331,000	358,400	447,300
	31	214,800	236,700	333,200	360,100	448,200
	32	216,500	239,400	335,500	362,000	449,100
	33	218,000	242,000	337,400	363,600	450,000
	34	219,700	244,800	339,500	365,300	450,500
	35	221,500	247,400	341,600	366,800	451,000
	36	223,200	250,200	343,600	368,600	451,500
	37	224,700	252,700	345,600	370,500	452,000
	38	226,400	255,200	347,500	372,000	452,500
	39	228,100	257,700	349,600	373,400	453,000
	40	229,800	260,000	351,500	375,000	453,500

	41	231,400	262,700	353,200	376,100	454,000
	42	233,100	265,200	355,000	377,600	
	43	234,800	267,400	356,600	379,000	
	44	236,400	269,600	358,300	380,500	
	45	238,100	271,700	360,100	382,000	
	46	239,600	273,900	361,800	383,600	
	47	240,900	276,100	363,300	385,200	
	48	242,300	278,200	364,900	386,700	
	49	243,700	280,500	366,100	388,100	
	50	245,100	282,500	367,600	389,600	
	51	246,600	284,400	369,200	391,200	
	52	247,800	286,400	370,800	392,600	
	53	249,000	288,200	372,300	393,800	
	54	250,400	290,600	373,800	395,100	
	55	251,600	293,000	375,300	396,200	
	56	252,800	295,500	376,900	397,300	
	57	254,000	297,600	378,400	398,700	
	58	255,200	300,100	379,800	399,900	
	59	256,300	302,400	381,200	401,100	
	60	257,500	305,100	382,500	402,400	
	61	258,900	307,600	383,400	403,600	
	62	260,100	310,000	384,600	404,600	
	63	261,300	312,500	385,800	406,100	
	64	262,200	314,800	386,900	407,400	
	65	263,300	317,100	387,800	408,600	
	66	264,700	319,300	389,000	409,700	
	67	266,100	321,500	390,000	410,900	
	68	267,600	323,700	391,200	412,000	
	69	269,200	325,800	392,400	413,000	
	70	270,700	327,900	393,400	414,200	
	71	272,200	330,100	394,500	415,400	
	72	273,600	332,100	395,700	416,600	
	73	274,600	334,300	396,700	417,200	
	74	275,800	336,400	397,800	418,000	
	75	277,200	338,600	398,900	418,700	
	76	278,400	340,800	400,000	419,300	
	77	279,700	342,500	400,900	419,600	
再任 用職 員以 外の 職員	78	280,800	344,400	401,800	420,000	
	79	282,000	346,100	402,800	420,400	
	80	283,200	347,900	403,800	420,800	
	81	284,400	349,800	404,600	421,100	
	82	285,300	351,600	405,500	421,500	
	83	286,500	353,100	406,200	421,900	
	84	287,700	354,900	407,000	422,200	
	85	288,700	356,100	407,700	422,500	
	86	289,600	357,700	408,500	422,900	
	87	290,300	359,200	409,200	423,300	
	88	291,400	360,700	409,900	423,600	

89	292,400	362,100	410,500	423,900
90	293,300	363,500	411,200	424,200
91	294,200	364,900	411,700	424,500
92	295,100	366,300	412,400	424,700
93	295,400	367,800	412,800	424,900
94	296,100	369,100	413,200	425,200
95	296,800	370,400	413,500	425,500
96	297,600	371,600	413,800	425,700
97	298,400	372,600	414,100	425,900
98	299,200	373,600	414,400	426,200
99	300,000	374,600	414,700	426,500
100	300,700	375,600	414,900	426,700
101	301,600	376,600	415,100	426,900
102	302,100	377,600	415,400	
103	302,600	378,600	415,700	
104	303,100	379,600	415,900	
105	303,300	380,400	416,100	
106	303,700	381,300	416,400	
107	304,000	382,200	416,700	
108	304,200	383,200	416,900	
109	304,400	384,000	417,100	
110	304,600	385,000	417,400	
111	304,900	386,000	417,700	
112	305,200	387,000	417,900	
113	305,500	387,600	418,100	
114	305,700	388,500	418,400	
115	305,900	389,400	418,700	
116	306,200	390,300	418,900	
117	306,500	391,200	419,200	
118	306,800	391,900		
119	307,100	392,700		
120	307,400	393,500		
121	307,500	394,100		
122	307,700	394,900		
123	308,000	395,600		
124	308,300	396,300		
125	308,500	396,900		
126		397,600		
127		398,100		
128		398,700		
129		399,400		
130		400,000		
131		400,500		
132		401,000		
133		401,300		
134		401,600		
135		401,900		
136		402,200		

137			402,500			
138			402,800			
139			403,100			
140			403,400			
141			403,700			
142			404,000			
143			404,300			
144			404,600			
145			404,900			
146			405,200			
147			405,500			
148			405,700			
149			405,900			
150			406,200			
151			406,500			
152			406,700			
153			406,900			
154			407,200			
155			407,500			
156			407,700			
157			407,900			
158			408,200			
159			408,500			
160			408,700			
161			408,900			
再任用職員		226,400	272,600	299,800	326,300	407,700

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四（第四条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	143,800	193,900	281,100	332,800	391,000
	2	144,900	196,500	283,500	335,100	393,900
	3	146,100	198,900	285,900	337,300	396,600
	4	147,200	201,300	288,300	339,300	399,400
	5	148,300	203,800	290,600	341,200	401,500
	6	149,700	206,200	292,900	343,300	404,200
	7	151,000	208,500	294,900	345,400	407,000
	8	152,300	210,700	296,900	347,400	409,700
	9	153,400	212,800	299,000	349,300	412,300
	10	155,100	215,100	301,600	351,300	414,900
	11	156,700	217,600	304,200	353,400	417,600
	12	158,300	219,900	307,100	355,300	420,500
	13	159,800	222,200	309,300	357,300	423,100
	14	161,700	224,600	311,900	359,200	425,800
	15	163,700	227,000	314,400	361,000	428,600
	16	165,700	229,400	317,200	363,000	431,300
	17	167,500	231,700	319,900	364,900	433,900
	18	169,700	234,600	322,100	366,800	436,500
	19	171,900	237,500	324,300	368,500	439,000
	20	174,000	240,400	326,400	370,500	441,600
	21	176,200	242,900	328,700	372,000	444,100
	22	178,700	245,600	330,700	374,000	446,700
	23	181,000	248,100	332,700	375,800	449,400
	24	183,300	250,900	334,800	377,800	451,900
	25	185,400	253,600	336,800	379,200	454,100
	26	187,600	256,000	338,700	380,900	456,400
	27	189,700	258,300	340,500	382,800	458,900
	28	191,900	260,500	342,300	384,700	461,400
	29	194,000	263,300	344,200	386,500	464,000
	30	195,700	265,500	345,900	388,400	466,500
	31	197,500	267,400	347,400	390,300	469,000
	32	199,200	269,500	349,200	392,300	471,500
	33	201,000	271,300	350,600	393,900	473,800
	34	202,900	273,300	352,000	395,700	476,300
	35	204,800	275,400	353,300	397,300	478,700
	36	206,800	277,400	354,800	399,100	481,200

	37	208,500	279,300	356,000	400,300	483,600
	38	210,400	280,800	357,400	401,800	486,100
	39	212,300	282,000	358,700	403,200	488,500
	40	214,200	283,500	360,100	404,600	491,100
	41	216,100	284,900	360,800	406,100	493,400
	42	218,000	285,900	361,900	407,400	495,600
	43	219,900	286,900	363,200	408,900	497,800
	44	221,900	287,900	364,300	410,500	500,000
	45	223,600	288,600	365,500	411,900	501,700
	46	225,500	289,800	366,700	413,100	503,200
	47	227,300	291,000	368,000	414,700	504,900
	48	229,100	292,300	369,100	416,300	506,400
	49	230,800	293,700	370,200	417,600	508,100
	50	232,600	295,000	371,500	419,100	509,500
	51	234,300	296,100	372,800	420,600	510,900
	52	236,100	297,200	374,100	422,000	512,400
	53	237,600	298,400	374,800	423,400	513,500
	54	239,400	299,600	375,800	424,800	514,700
	55	241,100	300,900	376,800	426,200	515,900
	56	242,700	302,000	377,800	427,600	517,100
	57	244,000	303,000	378,600	428,700	518,000
	58	245,200	304,100	379,400	430,000	519,100
再任	59	246,200	305,300	380,100	431,400	520,100
用職	60	247,300	306,500	380,800	432,700	521,100
員以	61	248,400	307,400	381,400	433,600	522,200
外の	62	249,600	308,500	382,100	434,500	523,100
職員	63	250,500	309,600	383,000	435,500	523,800
	64	251,600	310,700	383,900	436,400	524,500
	65	252,800	311,600	384,500	437,300	525,300
	66	253,900	312,700	385,300	438,100	526,100
	67	255,000	313,600	386,100	438,700	526,900
	68	255,900	314,600	386,900	439,500	527,700
	69	256,800	315,600	387,500	439,900	528,400
	70	258,200	316,600	388,200	440,500	529,200
	71	259,700	317,700	388,900	441,000	530,000
	72	261,100	318,800	389,600	441,500	530,800
	73	262,500	319,400	390,300	442,000	531,500
	74	264,000	320,500	391,000		
	75	265,400	321,600	391,600		
	76	266,500	322,700	392,300		
	77	267,600	323,800	393,000		
	78	268,800	324,800	393,600		
	79	270,100	325,700	394,200		
	80	271,200	326,600	394,800		
	81	272,500	327,700	395,400		

82	273,800	328,500	396,000		
83	275,100	329,200	396,600		
84	276,300	330,000	397,200		
85	277,500	330,500	397,700		
86	278,600	331,000	398,200		
87	279,900	331,500	398,700		
88	281,100	332,000	399,400		
89	282,000	332,300	399,800		
90	283,200	332,800	400,300		
91	284,200	333,300	400,800		
92	285,400	333,900	401,500		
93	286,300	334,200	401,900		
94	287,300	334,600	402,400		
95	288,300	335,100	402,900		
96	289,300	335,600	403,600		
97	289,700	336,100	404,000		
98	290,600	336,600			
99	291,400	337,100			
100	292,300	337,600			
101	293,200	338,100			
102	293,900	338,600			
103	294,600	339,100			
104	295,300	339,600			
105	296,000	340,100			
106	296,500	340,500			
107	297,000	341,000			
108	297,500	341,400			
109	297,700	341,900			
110	298,100	342,300			
111	298,400	342,800			
112	298,700	343,200			
113	299,000	343,700			
114	299,300	344,100			
115	299,600	344,600			
116	299,900	345,000			
117	300,200	345,500			
118	300,600	345,900			
119	300,900	346,300			
120	301,300	346,700			
121	301,600	347,100			
再任用職員	218,600	260,100	285,100	327,800	386,700

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	248,100	334,200	399,500	474,400
	2	250,700	337,200	402,400	476,800
	3	253,200	340,100	405,400	479,000
	4	255,700	343,100	408,200	481,300
	5	258,000	345,800	410,900	483,600
	6	261,800	349,200	413,600	485,800
	7	265,700	352,300	416,400	488,000
	8	269,500	355,400	419,200	490,300
	9	273,100	358,200	421,600	492,300
	10	277,200	361,100	424,300	494,400
	11	281,200	364,300	426,900	496,500
	12	285,200	367,500	429,600	498,600
	13	289,000	370,500	432,000	500,700
	14	293,100	374,100	434,600	502,800
	15	297,000	377,400	437,000	505,000
	16	300,900	381,100	439,500	507,100
	17	304,700	384,700	441,600	509,200
	18	308,400	387,400	444,000	511,200
	19	311,900	390,200	446,300	513,200
	20	315,500	393,000	448,800	515,200
	21	319,100	395,900	450,400	517,000
	22	322,900	398,500	452,800	518,900
	23	326,400	401,100	455,200	520,800
	24	329,900	403,500	457,500	522,700
	25	333,400	405,800	459,500	524,400
	26	336,300	408,100	461,900	526,200
	27	338,900	410,300	464,100	528,000
	28	341,500	412,600	466,400	529,800
	29	344,300	414,900	468,600	531,500
	30	346,400	417,000	470,900	533,400
	31	348,700	419,100	473,200	535,200
	32	351,100	421,200	475,400	537,000

再任 用職 員以 外の 職員	33	353,400	423,200	477,500	538,600
	34	355,800	425,100	479,600	540,400
	35	358,000	426,900	481,700	542,100
	36	360,500	428,900	483,800	543,900
	37	363,000	430,800	485,900	545,500
	38	365,400	432,800	487,700	547,200
	39	367,800	434,900	489,500	548,600
	40	370,000	436,900	491,400	550,200
	41	372,300	438,700	493,100	551,700
	42	373,700	440,500	494,900	553,100
	43	375,200	442,200	496,700	554,500
	44	376,700	444,000	498,500	555,800
	45	378,000	445,900	500,100	557,000
	46	379,400	447,800	501,800	558,000
	47	380,900	449,600	503,600	559,000
	48	382,400	451,300	505,500	560,000
	49	383,600	453,100	507,100	561,000
	50	384,600	454,800	508,400	562,000
	51	385,600	456,600	509,700	562,900
	52	386,500	458,400	511,000	563,800
	53	387,400	460,300	512,100	564,600
	54	388,300	461,500	513,400	565,500
	55	389,000	462,800	514,700	566,400
	56	389,900	464,000	516,000	567,300
57	390,800	465,200	517,000	568,200	
58	391,700	466,200	517,800	569,100	
59	392,500	467,200	518,700	570,000	
60	393,300	468,200	519,500	570,700	
61	393,900	469,000	520,400	571,600	
62	394,400	469,700	521,200	572,500	
63	394,800	470,400	522,100	573,400	
64	395,300	471,100	522,900	574,300	
65	395,600	471,800	523,800	575,200	
66		472,500	524,700		
67		473,200	525,400		
68		473,900	526,300		
69		474,200	527,200		
70		474,900	528,000		
71		475,600	528,900		
72		476,400	529,800		

73			476,800	530,600	
74			477,400	531,500	
75			478,100	532,400	
76			478,800	533,200	
77			479,200	534,000	
78			479,800	534,900	
79			480,400	535,800	
80			480,900	536,700	
81			481,500	537,500	
82			482,000	538,400	
83			482,500	539,300	
84			483,000	540,200	
85			483,400	541,000	
86			484,000	541,900	
87			484,400	542,800	
88			484,900	543,700	
89			485,400	544,500	
90			486,000		
91			486,600		
92			487,000		
93			487,500		
94			488,100		
95			488,700		
96			489,300		
97			489,800		
再任用職員		297,900	340,600	395,400	468,900

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,500	186,700	222,500	248,800	281,000	320,800	364,900
	2	150,000	188,300	224,100	250,100	283,000	323,000	367,500
	3	151,400	189,900	225,700	251,300	285,200	325,300	370,000
	4	152,800	191,500	227,300	252,700	287,300	327,500	372,600
	5	154,000	193,100	228,700	253,900	289,500	329,700	374,500
	6	155,800	194,700	230,300	255,100	291,700	331,700	377,100
	7	157,500	196,300	231,800	256,300	293,800	334,000	379,400
	8	159,200	197,800	233,400	257,400	295,900	336,200	381,900
	9	160,900	199,400	234,700	258,700	297,900	338,200	384,400
	10	162,600	201,100	236,200	259,700	300,100	340,400	387,100
	11	164,400	202,700	237,600	260,700	302,200	342,400	389,700
	12	166,200	204,400	238,800	261,700	304,400	344,600	392,500
	13	167,700	206,100	240,500	263,100	306,600	346,400	394,900
	14	169,600	207,700	241,900	264,600	308,500	348,500	397,200
	15	171,600	209,300	243,100	266,200	310,600	350,600	399,400
	16	173,500	210,900	244,500	267,600	312,600	352,600	401,800
	17	175,400	212,400	245,500	269,100	314,700	354,300	403,600
	18	177,300	214,000	246,700	270,900	316,700	356,300	405,700
	19	179,200	215,700	247,900	272,700	318,800	358,100	407,600
	20	181,100	217,400	249,200	274,500	321,000	360,000	409,400
	21	183,000	218,700	250,600	276,300	322,800	362,000	411,300
	22	184,500	220,300	251,600	278,200	324,800	364,000	413,100
	23	186,000	221,700	252,600	280,000	326,600	366,000	414,900
	24	187,500	223,200	253,700	281,700	328,600	367,900	416,800
	25	189,100	224,600	254,900	283,500	330,400	369,900	418,600
	26	190,600	226,000	256,300	285,400	332,300	371,800	420,200
	27	192,200	227,300	257,700	287,300	334,400	373,800	421,700
	28	193,600	228,600	259,200	289,100	336,400	375,800	423,300

	29	195,100	230,000	260,600	291,000	337,800	377,400	424,900
	30	196,400	231,400	262,300	292,900	339,600	379,200	426,200
	31	197,700	232,900	264,100	294,700	341,300	381,000	427,500
	32	199,000	234,300	265,700	296,600	343,100	382,600	428,700
	33	200,400	235,600	267,200	298,300	344,800	384,400	429,900
	34	201,800	236,900	269,000	300,000	346,600	385,800	431,200
	35	203,200	237,900	270,700	301,800	348,600	387,300	432,500
	36	204,600	239,200	272,400	303,600	350,400	388,900	433,800
	37	205,700	240,600	273,900	305,000	352,200	390,300	435,000
	38	207,100	241,900	275,600	306,800	353,900	391,600	435,800
	39	208,400	243,000	277,400	308,300	355,500	392,800	436,600
	40	209,700	244,300	279,000	309,900	357,200	393,900	437,400
	41	210,900	245,600	280,600	311,600	358,400	395,000	438,000
	42	212,100	246,800	282,200	313,300	359,500	396,200	438,700
	43	213,300	248,000	283,900	314,900	360,700	397,400	439,400
	44	214,500	249,200	285,600	316,600	361,900	398,500	440,100
	45	215,700	250,300	287,100	317,600	363,200	399,200	440,900
	46	216,800	251,700	288,800	319,000	364,000	399,900	441,700
	47	217,800	253,200	290,500	320,600	365,200	400,600	442,100
	48	218,900	254,600	292,200	322,200	366,300	401,300	442,800
	49	219,900	256,200	293,500	323,600	367,300	401,900	443,300
	50	221,000	257,600	295,100	324,900	368,300	402,500	443,700
	51	221,900	259,000	296,400	326,100	369,300	403,000	444,100
	52	222,900	260,300	298,000	327,400	370,300	403,400	444,500
	53	223,400	261,400	299,300	328,500	371,100	403,800	444,900
	54	224,300	262,900	300,800	329,500	371,900	404,100	445,300
	55	225,000	264,300	302,200	330,600	372,800	404,400	445,700
再任用職員以外の職員	56	226,000	265,600	303,700	331,600	373,700	404,700	446,000
	57	226,700	266,500	304,800	332,100	374,200	405,100	446,300
	58	227,600	267,800	306,100	333,000	375,000	405,400	446,700
	59	228,300	269,100	307,300	333,900	375,800	405,700	447,000
	60	229,100	270,400	308,700	334,800	376,700	406,000	447,300
	61	230,000	271,300	310,000	335,600	377,100	406,300	447,700
	62	230,800	272,500	311,200	335,900	377,800	406,600	
	63	231,700	273,800	312,500	336,500	378,500	406,900	
	64	232,800	275,100	313,700	337,200	379,200	407,200	

65	233,400	276,000	315,100	337,800	379,600	407,500
66	234,200	277,200	315,900	338,500	380,200	407,800
67	235,100	278,100	316,700	339,200	380,900	408,100
68	235,900	279,200	317,500	339,900	381,500	408,400
69	236,600	280,200	318,100	340,600	381,900	408,600
70	237,300	281,200	318,800	341,100	382,400	408,900
71	238,000	282,300	319,500	341,700	382,900	409,200
72	238,600	283,400	320,200	342,300	383,400	409,500
73	239,300	284,100	320,900	342,600	384,000	409,700
74	240,100	284,800	321,100	343,200	384,500	410,000
75	240,900	285,300	321,700	343,700	385,100	410,300
76	241,600	286,100	322,300	344,300	385,700	410,500
77	242,100	286,900	322,900	344,800	386,200	410,700
78	242,700	287,500	323,400	345,300	386,700	411,000
79	243,300	288,100	323,900	345,800	387,200	411,300
80	243,900	288,700	324,400	346,200	387,700	411,500
81	244,200	289,400	325,000	346,500	388,000	411,700
82	244,600	289,900	325,500	346,800	388,500	412,000
83	245,000	290,300	325,900	347,200	388,900	412,300
84	245,400	290,700	326,400	347,500	389,300	412,500
85	245,700	290,900	326,900	348,100	389,700	412,700
86		291,100	327,300	348,400	390,200	
87		291,400	327,500	348,700	390,600	
88		291,600	327,900	349,000	391,000	
89		292,000	328,300	349,400	391,400	
90		292,200	328,700	349,700	391,900	
91		292,400	329,100	350,100	392,300	
92		292,600	329,500	350,400	392,700	
93		293,000	329,800	350,800	393,100	
94		293,200	330,000	351,100		
95		293,400	330,400	351,400		
96		293,700	330,700	351,700		
97		294,100	330,900	352,000		
98		294,400	331,200	352,400		
99		294,600	331,500	352,800		
100		294,900	331,800	353,200		

	101		295,200	332,000	353,700			
	102		295,400	332,300	354,100			
	103		295,600	332,700	354,500			
	104		295,900	332,900	354,900			
	105		296,200	333,000	355,400			
	106			333,300				
	107			333,700				
	108			334,000				
	109			334,200				
	110			334,600				
	111			335,000				
	112			335,400				
	113			335,600				
再任用職員		189,600	216,400	244,800	258,300	283,700	316,900	358,900

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	162,400	190,100	238,900	261,800	287,000	331,800
	2	163,900	192,300	240,700	262,900	288,800	334,000
	3	165,400	194,400	242,500	263,800	290,600	336,000
	4	166,800	196,400	244,300	264,900	292,600	338,200
	5	168,300	198,500	245,700	265,600	294,400	340,200
	6	169,800	200,800	247,000	266,600	296,200	342,300
	7	171,300	203,100	248,200	267,400	298,100	344,500
	8	172,800	205,400	249,600	268,400	299,900	346,600
	9	174,100	207,900	250,600	269,500	301,800	348,200
	10	175,800	209,300	251,700	270,300	303,700	350,200
	11	177,400	210,700	252,600	271,400	305,600	352,100
	12	179,000	212,000	253,500	272,600	307,500	354,100
	13	180,500	213,400	254,800	273,900	309,100	356,100
	14	182,500	214,900	255,900	275,200	310,700	358,200
	15	184,500	216,400	256,700	276,400	312,500	360,300
	16	186,500	217,600	257,700	277,900	314,300	362,400
	17	188,700	219,000	258,400	279,200	316,100	364,400
	18	190,800	220,600	259,300	280,600	317,700	366,400
	19	193,000	222,100	260,300	281,800	319,400	368,500
	20	195,100	223,600	261,200	283,200	321,200	370,600
	21	197,200	225,000	262,100	284,800	322,600	372,300
	22	199,400	226,700	263,200	286,400	324,100	374,400
	23	201,600	228,400	264,100	287,900	325,600	376,600
	24	203,800	230,100	265,100	289,300	327,100	378,600
	25	205,800	231,500	266,300	290,600	328,600	380,600
	26	207,200	233,200	267,600	292,500	330,000	382,200
	27	208,500	235,000	268,800	294,300	331,500	384,100
	28	209,800	236,700	270,000	296,000	333,100	386,000
	29	211,000	238,300	271,200	297,500	334,400	387,800
	30	212,200	239,700	272,700	299,100	335,900	389,500
	31	213,500	241,000	274,300	300,700	337,300	391,500
	32	214,700	242,100	275,700	302,400	338,800	393,300
	33	216,000	243,300	277,400	303,800	340,400	395,000
	34	217,300	244,400	278,900	305,300	341,900	396,700
	35	218,600	245,300	280,200	307,000	343,500	398,500
	36	219,900	246,400	281,500	308,600	345,000	400,200
	37	221,400	247,500	283,100	310,000	346,700	401,800
	38	222,800	248,700	284,500	311,400	348,400	403,500

	39	224,100	249,600	286,000	312,800	349,900	405,400
	40	225,500	250,700	287,400	314,400	351,500	407,200
	41	226,500	251,300	288,900	315,900	352,700	408,700
	42	227,900	252,200	290,400	317,300	354,200	410,200
	43	229,300	253,100	292,000	318,700	355,700	411,700
	44	230,700	254,000	293,600	320,300	357,100	413,000
	45	231,900	254,800	294,900	321,200	358,700	414,100
	46	233,300	255,800	296,300	322,600	359,700	415,200
	47	234,700	256,700	297,800	324,000	361,200	416,300
	48	236,000	257,700	299,300	325,500	362,600	417,500
	49	237,000	258,700	300,500	326,600	364,000	418,800
	50	238,100	259,900	301,800	328,000	365,400	420,000
	51	239,100	261,100	303,000	329,300	366,700	421,200
	52	240,200	262,300	304,400	330,600	368,100	422,300
	53	241,300	263,500	305,900	332,000	369,600	423,500
	54	242,400	265,000	307,200	333,400	370,800	424,500
	55	243,400	266,400	308,600	334,900	371,900	425,600
	56	244,400	267,800	310,000	336,200	373,100	426,700
	57	245,200	269,400	310,900	337,100	374,200	427,800
	58	246,200	271,000	312,100	338,400	375,100	428,300
	59	246,900	272,500	313,300	339,600	376,100	428,900
	60	247,900	274,000	314,700	340,900	377,200	429,300
	61	248,900	275,400	315,800	342,000	377,800	429,900
	62	249,900	276,900	317,100	342,900	378,600	430,400
	63	250,700	278,500	318,400	344,100	379,400	430,800
	64	251,700	279,800	319,700	345,400	380,200	431,300
	65	252,600	281,300	321,000	346,500	380,900	431,900
	66	253,600	282,800	322,300	347,700	381,600	432,300
	67	254,700	284,300	323,600	349,000	382,400	432,600
	68	255,600	285,800	324,900	350,100	383,100	432,900
	69	256,400	286,900	325,600	351,100	383,700	433,400
	70	257,500	288,400	326,700	352,100	384,300	
	71	258,600	289,900	327,800	353,200	385,000	
	72	259,800	291,400	328,700	354,300	385,600	
	73	261,200	292,500	330,000	355,100	386,300	
	74	262,500	293,900	330,700	356,200	386,800	
	75	263,900	295,100	331,800	357,300	387,400	
	76	265,100	296,400	333,000	358,400	387,900	
	77	266,100	297,800	334,200	359,100	388,300	
	78	267,200	299,100	335,400	359,900	388,900	
	79	268,500	300,300	336,500	360,700	389,400	
	80	269,700	301,600	337,700	361,400	389,700	
	81	270,700	302,200	338,800	362,000	390,000	
	82	271,700	303,400	339,900	362,600	390,500	
	83	272,800	304,500	340,900	363,200	391,000	
再任 用職	84	273,900	305,800	342,000	363,700	391,300	

員以	85	274,700	306,900	342,900	364,300	391,600
外の	86	275,600	308,100	343,900	364,800	392,100
職員	87	276,700	309,300	344,800	365,400	392,600
	88	277,900	310,400	345,800	365,900	393,000
	89	278,800	311,700	346,800	366,300	393,300
	90	279,700	312,900	347,600	366,700	393,700
	91	280,500	314,100	348,500	367,300	394,200
	92	281,500	315,300	349,300	367,800	394,600
	93	282,400	316,100	349,900	368,100	395,000
	94	283,400	316,800	350,500	368,600	395,400
	95	284,300	317,500	351,200	369,000	395,900
	96	285,300	318,100	351,800	369,300	396,300
	97	286,000	318,800	352,200	369,900	396,700
	98	286,800	319,100	352,600	370,400	397,100
	99	287,400	319,800	353,100	370,900	397,600
	100	288,300	320,500	353,500	371,400	398,000
	101	289,100	320,900	354,000	372,000	398,400
	102	289,900	321,500	354,400	372,500	
	103	290,700	322,100	354,900	373,000	
	104	291,600	322,700	355,300	373,400	
	105	292,300	323,100	355,600	374,000	
	106	292,800	323,600	356,100	374,500	
	107	293,300	324,100	356,500	375,000	
	108	293,800	324,600	356,800	375,500	
	109	294,000	325,000	357,300	376,100	
	110	294,300	325,400	357,800	376,600	
	111	294,500	325,700	358,300	377,100	
	112	294,900	326,000	358,800	377,600	
	113	295,200	326,400	359,300	378,200	
	114	295,400	326,800	359,800		
	115	295,800	327,200	360,300		
	116	296,100	327,500	360,700		
	117	296,400	327,700	361,100		
	118	296,700	328,000	361,500		
	119	297,000	328,400	362,000		
	120	297,400	328,600	362,600		
	121	297,700	328,800	363,000		
	122	298,100	329,100	363,500		
	123	298,400	329,400	364,000		
	124	298,800	329,700	364,500		
	125	299,000	329,900	364,800		
	126	299,200	330,200			
	127	299,500	330,600			
	128	299,900	330,800			
	129	300,100	330,900			
	130	300,400	331,200			
	131	300,800	331,600			

132	301,200	331,800				
133	301,400	332,100				
134	301,700	332,500				
135	302,100	332,900				
136	302,400	333,300				
137	302,600	333,600				
138	302,900	334,100				
139	303,300	334,500				
140	303,600	334,900				
141	303,800	335,200				
142	304,200	335,600				
143	304,600	335,900				
144	304,900	336,300				
145	305,000	336,600				
146	305,300	337,000				
147	305,700	337,400				
148	306,100	337,800				
149	306,300	338,100				
150	306,500	338,500				
151	306,800	338,900				
152	307,100	339,300				
153	307,500	339,600				
154	307,700					
155	307,900					
156	308,200					
157	308,500					
158	308,800					
159	309,100					
160	309,400					
161	309,800					
162	310,100					
163	310,400					
164	310,700					
165	311,100					
166	311,400					
167	311,700					
168	312,000					
169	312,400					
再任用職員	236,400	256,800	264,100	274,300	290,700	328,100

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第十條第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十條第三項を次のように改める。
3 扶養手当の月額は、扶養親族である配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については一人につき一万円とする。

第十一条第一項中「がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する」を「（行九級以上職員等）にあつては、扶養親族である子に限る。」がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二号又は第四号」を「扶養親族である子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行九級以上職員等）にあつては、扶養親族である子に限る。」を加え、「扶養親族」を「行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行九級以上職員等）にあつては、扶養親族である子に限る。」で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一

号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行九級以上職員等）にあつては、扶養親族である子に限る。」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものを有する職員で配偶者のないものが、扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものを有する職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行九級以上職員等）にあつては、扶養親族である子に限る。）で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合
- 三 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある行九級以上職員等が行九級以上職員等以外の職員となつた場合
- 四 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行八級職員等が行八級職員等及び行九級以上職員等以外の職員となつた場合
- 五 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行九級以上職員等以外のものが行九級以上職員等となつた場合
- 六 扶養親族である配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行八級職員等及び行九級以上職員等以外のものが行八級職員等となつた場合
- 七 職員の扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でな

かつた者が特定期間にある子となつた場合

第十七条中「給料の月額及びこれに対する地域手当」を「給料、管理職手当、初任給調整手当、給料及び管理職手当の月額の合計額に対する地域手当、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）、給料の月額に対する特勤勤務手当（第十二条の三の規定による手当を含む。）及びへき地手当（第二十一条の五の規定による手当を含む。）、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当並びに農林漁業普及指導手当」に改め、「もの」の下に「から人事委員会規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第十九条第一項中「及び附則第二十九項第三号」を削り、「及び第十九条の三」を「及び第十九条の三第一項」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「第二十条及び附則第三十二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第四項中「。附則第二十九項第三号において同じ。」を削る。

第二十条第一項中「及び附則第二十九項第四号」を削り、同条第二項第一号中「及び附則第二十九項第四号」を削り、「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

附則第二十九項から第三十二項までを削り、附則第三十三項を附則第二十九項とし、附則第三十四項を附則第三十項とし、附則第三十五項を附則第三十一項とする。

（一般職の任期付職員に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付職員に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	375,600
2	424,000
3	474,300
4	535,800
5	611,300
6	714,000
7	834,900

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 一般職の任期付職員に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	397,800
2	458,200
3	518,700
4	599,200
5	696,900
6	795,600

第五条第二項の表を次のように改める。

号 俸	給 料 月 額
	円
1	331,300
2	367,600
3	395,800

第六条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第七条 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年宮城県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「勤務時間」を「同条例第十七条に規定する勤務」に改め、同条第二項を削る。

（職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

第八条 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「勤務時間」を「同条例第十七条に規定する勤務」に改め、同条第二項を削る。

附 則

（施行期日等）

件を欠くに至つた場合を除く。)

と、同条第二項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶

」

養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一号第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至つた場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

7 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十条第一項ただし書及び第十一条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十条第三項及び第十一条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受け

る職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号中「場合及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

8 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第十条第一項ただし書並びに第十一条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第十条第三項及び第十一条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行八級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」がある場合、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項第二号中「場合及び行九級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に

限る。」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行九級以上職員等から行九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である

子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行九級以上職員等以外の職員から行九級以上職員等となつた職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、「同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行九級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行八級職員等及び行九級以上職員等」とあるのは「行八級以上職員等が行八級職員等及び行九級職員等」と、同項第六号中「行八級職員等」とあるのは「行八級以上職員等」とあるのは「行八級以上職員等」と、「が行八級職員等」とあるのは「が行八級以上職員等」とする。
(人事委員会規則への委任)

9 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
10 職員の育児休業等に関する条例（平成四年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。
附則第四項を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)
11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。
附則第六項を削る。

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)
12 職員の修学部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)
13 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

14 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。
附則第十六項を削る。

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)
15 職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。
(学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
16 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。
附則第十三項を削る。

個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十九年十二月二十一日

宮城県条例第六十号
宮城県知事 村 井 嘉 浩

個人情報保護条例の一部を改正する条例
個人情報保護条例（平成八年宮城県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくはスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができる。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるものを含む。）

ロ 個人識別符号が含まれるもの
第二条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）」及び「電子的方式、磁気的方式その他人の知

覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。」を削り、同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が別に定める記述等が含まれる個人情報

第六条第一項中「記述等」の下に「又は個人識別符号」を加え、第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第七条第四項中「思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第十八条第一項第二号中「含む。」の下に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第四十一条の見出しを「普及啓発等」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「以下の章」を「第四十五条」に改め、同項を同条とする。

第四十二条から第四十四条までを次のように改める。

第四十二条から第四十四条まで 削除

第四十六条第一項中「、第三十七条第一項又は第四十一条第一項」を「又は第三十七条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第二条第一号の改正規定、同号に次のように加える改正規定、同条第四号の改正規定、第六条第一項の改正規定、第十八条第一項第二号の改正規定、第四十一条の見出しの改正規定、同条第一項を削る改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条とする改正規定、第四十二条から第四十四条までの改正規定及び第四十六条第一項の改正規定並びに附則第三項から第六項までの規定は公布の日から、その他の改正規定及び次項の規定は平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十年四月一日に現に改正後の個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第二条第三号に規定する実施機関が保有している新条例第六条第一項に規定する登録簿であつて、新条例第二条第一号に規定する個人情報に同条第二号に規定する要配慮個人情報を含むものについての新条例第六条第二項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする」とあるのは「行っている」と、「あらかじめ」とあるのは「平成三十年四月一日以後遅滞なく」とする。

3 この条例の公布の日(以下「公布日」という。)前に行われた改正前の個人情報保護条例(以下「旧

条例」という。)第四十二条の規定による説明又は資料の提出の要求、第四十三条の規定による是正勧告及び第四十四条の規定による公表については、なお従前の例による。

4 公布日前に行われた旧条例第四十二条の規定による説明又は資料の提出の要求に係る旧条例第四十三条の規定による是正勧告については、なお従前の例による。

5 公布日前に行われた旧条例第四十二条の規定による説明若しくは資料の提出の要求若しくは旧条例第四十三条の規定による是正勧告又は前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の規定による是正勧告に係る旧条例第四十四条の規定による公表については、なお従前の例による。(準備行為)

6 新条例を施行するために必要な新条例第七条第四項第三号の規定による諮問その他の準備行為は、平成三十年四月一日前においても行うことができる。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十一号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表二百九十の二の項の次に次のように加える。

二百九十の三	住宅セーフティネット法第十二条第一項の規定に基づく登録事項の変更の届出(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置の変更又は戸数の増加に係るものに限る。)をする者	届出をするとき	次に掲げる当該届出に係る戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
1	一戸以上五戸未満のもの	八	百円
2	五戸以上十戸未満のもの	二	千二百円
3	十戸以上二十戸未満のもの	三	千七百円
4	二十戸以上三十戸未満のもの	四	千二百円
5	三十戸以上四十戸未満のもの	五	千四百円
6	四十戸以上五十戸未満のもの	六	千五百円
7	五十戸以上百戸未満のもの	七	千五百円
8	百戸以上のもの	八	千三百円

第三条第一項の表に次のように加える。

十三 住宅セーフティ ネット法第一項の表二百九十の一 住宅セーフティ ネット法第

<p>「インターネット法第十二条の登録事項等の変更に関する事務」</p>	<p>「ネット法第二十条第一項の指」</p>	<p>「三の項の上欄に掲げる者」</p>	<p>「三十条第一項の登録事務規程に定める方法」</p>
--------------------------------------	------------------------	----------------------	------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例の一部を改正する条例

飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例（平成十四年宮城県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号中「第二百三十六条から第二百四十一条まで」を「第二百三十六条から第二百四十条まで、第二百四十一条第一項及び第三項」に、「及び第二百三十八条から第二百四十一条まで」を「第二百三十八条から第二百四十条まで及び第二百四十一条第三項」に、「及び第二百六十二条」を「並びに第二百六十二条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例第十条第一項の規定は、この条例の施行前にした刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。以下「改正法」という。）による改正後の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「新法」という。）第二十四十一条第一項若しくは第三項又は第二十四十三条（新法第二十四十一条第三項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為であつて、改正法による改正前の刑法に規定する罪に当たる違法な行為に該当しないものについては、適用しない。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

○宮城県条例第六十三号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表五十六の項中「交付」の下に「又は通知を行うべきこと」を、「とき」の下に「（車庫法第四条第一項ただし書の規定に基づく通知を行うべきことを申請する者にあつては、納付情報を得たとき）」を加え、同表五十七の項中「とき」の下に「（車庫法第四条第一項ただし書の申請に併せて車庫法第六条第一項の規定に基づく交付を申請する者にあつては、納付情報を得たとき）」を加え、同条第四項ただし書中「三十九の項」の下に「、五十六の項（車庫法第四条第一項ただし書の規定に基づく通知を行うべきこと）の申請により得た納付情報により手数料を納める場合に限る。」及び五十七の項（車庫法第四条第一項ただし書の申請に併せて行った車庫法第六条第一項の規定に基づく交付の申請により得た納付情報により手数料を納める場合に限る。）を加える。

附 則

この条例は、平成三十年二月五日から施行する。

核燃料税条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

核燃料税条例

（課税の根拠）

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第三項の規定に基づき、核燃料税を課する。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 発電用原子炉 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。

二 核燃料 原子力基本法第三条第二号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。

三 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
四 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(価額割の納税義務者等)

第三条 価額割は、発電用原子炉への核燃料の挿入に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 前項の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- 一 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の十一第一項の規定による検査（次条第三項において「使用前検査」という。）の全てに合格した日
- 二 発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の十五の規定による検査の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日
- 三 前二号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

(出力割の納税義務者等)

第四条 出力割は、発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、当該発電用原子炉の設置者に課する。

2 出力割の課税標準の算定の基礎となる期間（以下「課税期間」という。）は、次に掲げる期間とする。

- 一 四月一日から六月三十日まで
- 二 七月一日から九月三十日まで
- 三 十月一日から十二月三十一日まで
- 四 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。

- 一 前項各号に掲げる期間の途中において原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置（以下「廃止措置」という。）を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合（第三号に掲げる場合を除く。） 廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日の属する前項各号に掲げる期間の初日から当該運転を終了した日まで
- 二 前項各号に掲げる期間の途中において、発電用原子炉の設置後最初に使用前検査の全てに合格した場合（次号に掲げる場合を除く。） 使用前検査の全てに合格した日から当該使用前検査の全てに合格した日の属する前項各号に掲げる期間の末日まで
- 三 前項各号に掲げる期間の途中において、発電用原子炉の設置後最初に使用前検査の全てに合格

し、かつ、廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 使用前検査の全てに合格した日から廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日まで

(課税標準)

第五条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（当該核燃料につき既に価額割が課され、又は課されるべきであつたものを除く。）の価額とし、出力割にあつては各課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）第二十五条及び第二十六条の規定により算定した取得原価とする。

3 第一項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第二項第三号に規定する熱出力（原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項の規定により変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可を受けた発電用原子炉の熱出力）とする。

4 課税期間が三月に満たない場合における第一項の発電用原子炉の熱出力は、当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を三で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(税率)

第六条 価額割の税率は、百分の十二とする。

2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに千キロワットにつき、七千円とする。

(徴収の方法)

第七条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第八条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して二月を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課される価額割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

一 納税義務者の名称、所在地及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。次項において同じ。）

二 課税標準たる核燃料の価額及び税額

三 核燃料の挿入のあつた発電用原子炉の名称及び設置場所

四 核燃料の発電用原子炉への挿入年月日

五 その他知事が必要と認める事項

2 出力割の納税義務者は、各課税期間の末日の翌日から起算して二月を経過する日までに、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割に関する次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付書により納付しなければならない。

一 納税義務者の名称、所在地及び法人番号

二 課税標準たる熱出力及び税額

三 発電用原子炉の名称及び設置場所

四 課税期間

五 その他知事が必要と認める事項

3 前二項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後において当該申告に係る課税標準たる核燃料の価額若しくは熱出力又は税額を修正しなければならない場合には、遅滞なく、規則で定めるところにより、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書により納付しなければならない。

(賦課徴収)

第九条 核燃料税の賦課徴収については、宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第四条、第四条の二、第七条第二項、第十三条、第十六条の四、第十七条第三項及び第六十九条の規定を準用する。この場合において、同条例第四条及び第四条の二第一項中「県税」とあるのは「核燃料税」と、同条例第二項中「徴収金を納付し、又は納入する義務」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を納付する義務」と、同条例第七条第二項中「前項に規定する県税以外の徴収金」とあるのは「核燃料税並びにこれに係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費」と、「県税事務所長」とあるのは「知事」と、同条例第十三条第一項中「この条例」とあるのは「核燃料税条例(平成二十九年宮城県条例第六十四号)」と、同条例第十六条の四中「第十六条及び第十六条の二」とあるのは「法第二百八十条」と、同条例第十七条第三項中「第一項本文」とあるのは「法第二百八十三条第一項本文」と、同条例第六十九條中「この条例」とあるのは「核燃料税条例」と読み替えるものとする。

2 この条例に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収については、法、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)及び地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)の定めるところによる。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第二百五十九条第一項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、この限りでない。

(この条例の施行に伴う課税期間の特例)

3 施行日の属する課税期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、施行日とその始期とする。(この条例の失効)

4 この条例は、施行日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

5 この条例は、施行日からこの条例の失効の日(以下「失効日」という。)の前日までの期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入及び発電用原子炉を設置して行う発電事業に対して課した、又は課すべきであった核燃料税については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

(この条例の失効に伴う課税期間の特例)

6 失効日前の最後の課税期間は、第四条第二項の規定にかかわらず、失効日の属する月の前月の末日をその終期とする。

県税に関する証明等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十五号

県税に関する証明等手数料条例の一部を改正する条例

県税に関する証明等手数料条例(昭和三十四年宮城県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「県の発行する収入証紙」を「現金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間における改正後の県税に関する証明等手数料条例第五条の規定の適用については、同条中「現金」とあるのは「現金又は県の発行する収入証紙」とする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十七の四の項イ中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同表二十八の二の項及び三十の項中「松島町」の下に「大和町」を加え、同表三十の四の項中ヲをヨとし、へからルまでをりからカまでとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第百条の八第一項及び第二項(法第百条の十八及び第百条の二十四において準用する場合を含む。)の規定による認可等

ト 法第百条の十六の規定による認可

チ 法第百条の二十二第一項の規定による認可

第二条の表三十四の五の項中「白石市」を「仙台市 白石市 栗原市」に改め、同表三十四の十二の項口中「第十六項」を「第十七項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十七の四の項及び同表三十四の十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の事務処理の特例に関する条例第二条の表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則(以下「法令等」という。)の規定により知事が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後における法令等の規定の適用については、当該市町村の長の行った処分その他の行為又は当該市町村の長に

対してなされた申請その他の行為とみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年宮城県条例第九十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中

療育手帳の交付に関する事務であつて別に規則で定めるものを

を

1 私立中学校等修学支援に関する事務であつて別に規則で定めるもの

に改める。

2 療育手帳の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

自然環境保全条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

自然環境保全条例等の一部を改正する条例

(自然環境保全条例の一部改正)

第一条 自然環境保全条例(昭和四十七年宮城県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第四号中「第九条第二十一項」を「第九条第二十二項」に改める。

(県立都市公園条例の一部改正)

第一条 県立都市公園条例(昭和三十四年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「第五条の三」を「第五条の十一」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「準住居地域」の下に、「田園住居地域」を加え、同条第二号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例中第二条の規定は公布の日から、第一条及び第三条の規定は平成三十年四月一日から施行する。

みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

みやぎ食の安全安心推進条例(平成十六年宮城県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十号)の施行の日から施行する。

国民健康保険法に基づく国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十号

国民健康保険法に基づく国民健康保険給付費等交付金の交付に関する条例

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十五条の二第一項の規定に基づき、国民健康保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

(国民健康保険給付費等交付金)

第三条 普通交付金は、規則で定めるところにより、市町村に対し、当該市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用その他規則で定める当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じ、交付する。

第四条 特別交付金は、規則で定めるところにより、市町村に対し、当該市町村の財政の状況その他の規則で定める事情に応じ、交付する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(特別交付金の交付に充てられる繰入金)

第五条 法第七十二条の二第一項の規定による繰入金のうち政令第六条第六項第三号の特別交付金の交付に充てられる部分は、当該市町村における財政の状況その他の規則で定める事情に応じて定めるものとする。

(委任)

第六条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

国民健康保険法に基づく国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十五条の七第一項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第三条 国民健康保険事業費納付金は、規則で定めるところにより、市町村から徴収する。

(医療費指数反映係数の基準)

第四条 医療費指数反映係数は、市町村間における年齢調整後医療費指数の格差その他の事情を勘案して定めるものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第五条 年齢調整後医療費指数は、政令附則第四条の規定により読み替えて適用される政令第九条第四項第三号に掲げる値とする。

2 政令附則第四条の規定により読み替えて適用される政令第九条第四項第三号イ(1)の条例で定める部分は、一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る費用の額(当該療養(国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの当該超える部分とする。

(一般納付金所得係数の基準)

第六条 一般納付金所得係数は、政令附則第四条の規定により読み替えて適用される政令第九条第五項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して定めるものとする。

(一般納付金所得割合)

第七条 一般納付金所得割合は、政令附則第四条の規定により読み替えて適用される政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第八条 一般納付金被保険者数等割合は、政令第九条第七項第二号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者均等割指数の範囲)

第九条 一般納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において定めるものとする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数の基準)

第十条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、政令附則第四条の規定により読み替えて適用される政令第十条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して定めるものとする。

(後期高齢者支援金等納付金所得割合)

第十一条 後期高齢者支援金等納付金所得割合は、政令附則第四条の規定により読み替えて適用される政令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十二条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十三条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において定めるものとする。

(介護納付金納付金所得係数の基準)

第十四条 介護納付金納付金所得係数は、政令第十一条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して定めるものとする。

(介護納付金納付金所得割合)

第十五条 介護納付金納付金所得割合は、政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十六条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、政令第十一条第五項第二号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)

第十七条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において定めるものとする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

国民健康保険運営協議会条例の一部を改正する条例

国民健康保険運営協議会条例(平成二十九年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項」に改める。

第二条第二項中「平成三十年三月三十一日まで」を「三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間」に改め、同条に次の一項を加える。

3 委員は、再任されることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（協議会の同一性）

2 改正前の国民健康保険運営協議会条例第一条の規定により置かれた宮城県国民健康保険運営協議会は、改正後の国民健康保険運営協議会条例第一条の規定により置かれた宮城県国民健康保険運営協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

通訳案内士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十三号

通訳案内士法施行条例の一部を改正する条例

通訳案内士法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年一月四日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十四号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、「翌年度」及び「定める年度」の下に「の初日」を加える。
第五条第一項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」に、「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十五号

県営住宅条例の一部を改正する条例

県営住宅条例（昭和三十五年宮城県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十条」を「第十一条」に改める。

第十二条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十四条第二項中「第八条」を「第七条」に改める。

第三十六条及び第三十七条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。